

規制・制度改革に関する分科会の設置について

平成 22 年 3 月 11 日

行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」(平成 21 年 9 月 18 日閣議決定) 5 に基づき、規制・制度改革に関する調査を行うため、規制・制度改革に関する分科会(以下、「分科会」という。)を設置する。

2. 分科会の構成員は、以下のとおりとする。

分科会長	内閣府副大臣(規制改革担当)
分科会長代理	内閣府大臣政務官(規制改革担当)及び議長が指名する者
構成員	議長が指名する者

3. 必要に応じ、特定の分野に関し調査するため、分科会にワーキンググループを設置する。

4. 各ワーキンググループの構成員は、以下のとおりとする。

主査	内閣府大臣政務官(規制改革担当)及び議長が指名する者
構成員	議長が指名する者

5. 分科会及びワーキンググループにおいて配布された資料は、原則として、公表する。

6. 分科会及びワーキンググループの議事概要を公表する。

7. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。